## 女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質問内容	回答
1		'*'=	申し訳ありません。 ご指摘のとおりの対応としてください。
2	「企画提案 公募実施要 領」 8	-資料の投影の可省	パソコン持ち込み及び資料の投影は可能です。
3	公募実施要	ホームページに掲載されている上記様式一式では、「会社概要等整理表」は【様式第5号】となっており、【様式第3号】は「女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託に係る企画提案質問票」となっております。  2 添付書類 会社概要等整理表(様式第3号及び会社パンフレット等)の様式第3号は様式第5号と読み換えてもよろしいでしょうか。	申し訳ありません。 ご指摘のとおり、読み換えてください。
4	「仕様書」 4(1)①	想定されている受講者のITリテラシ―について目安をお聞きしたいです。 またご認識されている県内のITリテラシ―習度合いについてもすでに情報がありましたらお聞きできればと思います。	Word、Excel、PowerPointの使用経験がある方を想定しておりますが、パソコンスキルがない方であっても受講意思が強い方については受け入れたいと考えています。 県内のITリテラシー習度合いについての情報は持ち合わせておりません。
5	「仕様書」 4(1)①	在職中の方も時間の都合がつけば受講は可能でしょうか。	可能ですが、就労支援までが委託業務となっているため、在職者 の場合、兼業・副業希望者や転職希望者等が想定されると思いま す。

6		SAPやRPAなどITリテラシーを有している方を対象にした講座を想定されていますが、事前に確認テストなどを実施しても差し支えないでしょうか。	受講予定者のレベルを事前に確認する意味でテストをすることで あれば問題ありません。
7	「仕様書」 4(1)③	該当の申込者が合格した場合は個別対応を予定しており、別途パソコン等を手配することとなる想定です。その場合に手配するパソコンの台数に上限を設定させていただくことは可能でしょうか。	受講希望者がパソコンを所持していないことにより、受講の機会 喪失とならないよう、可能な限り配慮をしていただきたいです。
8	「仕様書」 4(1)③	パソコンの提供は販売をする前提でよろしいでしょうか。	パソコンを所持していなくても講座及び就労支援期間中に作業が 滞りなく行えるよう、受託者がレンタル等で調達し、受講者に無 償で貸し出していただくことを想定しています。
9	┌ <del>╽</del> ┼┼┼╪╸	受講申込者の「児童扶養手当受給者」「住民税非課税世帯」の対応について、いずれの情報も市町村管轄の個人情報と認識しており、弊社では情報入手ができません。弊社の対応としましては、オンラインの申込フォームで「児童扶養手当受給者」/「住民税非課税世帯」に該当し受講料無償を希望するかの設問で自己申告していただく方法を検討しておりますが、受給資格の裏付けは自治体様で調査いただくか、本人に証明書を提出したいただくことになるかと思われます。弊社がとるべき対応について、ご教示いただけますでしょうか?	受講申込み時に児童扶養手当受給者・住民税非課税世帯に該当するかの申告をしてもらい、受講決定時は次の書類を提出してもらうことにより確認するようにしてください。確認書類 ・児童扶養手当受給者:児童扶養手当証書の写し ・住民税非課税世帯等:市町村民税の課税証明書(市町村民税所得割の金額が記載されたもの)
10	「仕様書」 4(1)④	受講者へ徴収金額については契約開始後に要協議でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
11	「仕様書」 4(2)②	就労支援は、県内の企業・事業所への就労を原則とするもので しょうか。首都圏への就労を希望する場合、自主性に任せるべき かどうかなど。	県内企業への就労に限らず、本人の希望により、県内にいながら テレワークによる県外企業への就労や委託業務案件による就労な ども想定してます。